

事務連絡
平成29年11月2日

各都道府県教育委員会施設主管課
各指定都市教育委員会施設主管課
各都道府県私立学校担当課
各国公立大学施設担当部課
各国公立高等専門学校施設担当部課
各大学共同利用機関法人施設担当部課
各文部科学省施設等機関施設担当部課
各文部科学省特別の機関施設担当部課
各文部科学省独立行政法人施設担当部課
各文部科学省国立研究開発法人施設担当部課
日本私立学校振興・共済事業団施設担当部課
公立学校共済組合施設担当部課

御中

文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課

学校等に保管されているPCB廃棄物の再点検について

学校等におけるPCB廃棄物の保管等については、かねてから「業務用・施設用蛍光灯等のPCB使用安定器の事故に関する対策について（依頼）」（平成12年11月30日付け文指第92号）の通知等により、特段の配慮をお願いしているところですが、遺憾ながら、国立大学法人大分大学において、低濃度PCB廃棄物保管室が、台風21号による大雨で浸水し、保管室から低濃度PCBを含む油が流出するという事案が、本年10月に発生しました。

については、各学校等の設置者において保管しているPCB廃棄物が、台風等の災害時においても、流出しないよう保管状況を再点検するとともに、保管場所が屋外か地下等の場合は、必要な対策を講じるなど適切な対応をお願いします。

また、保管状況が適切な状態に保たれているか定期的に点検するとともに、PCB廃棄物の処分については、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（平成十三年法律第六十五号）に基づいた処分期限までの処分委託を確実に終えるようお願いします。

このことについて、遺漏なきよう取り計らうとともに、都道府県教育委員会施設主管課におかれては域内の市区町村教育委員会施設主管課に対し、また、都道府県私立学校担当課におかれては所轄の私立学校（専修学校、各種学校を含む）に対して、それぞれ周知を図られるようお願いします。

(本件連絡先)
大臣官房文教施設企画部施設企画課
指導第二係 扇谷、福島
電話：03-5253-4111（内線2292）
E-mail：shisetulead-2@mext.go.jp

【1】PCB廃棄物の保管方法

PCB廃棄物の保管に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第八条の十三に定められている「特別管理産業廃棄物保管基準」にしたがって保管することが必要です。

基準の内容及び具体的に考えられる保管方法は、次のようになります。

1. 周囲に囲いが設けられていること。
保管場所に容易に他人が立ち入ることがないようにすべきであり、倉庫や保管庫など施錠ができる場所が望ましい。
2. 廃棄物の種類などを表示した掲示板が設けられていること。
掲示板は、縦横60cm以上とし、以下の事項を表示したものであること。
[1] 特別管理産業廃棄物の保管場所であること。
[2] 保管する特別管理産業廃棄物の種類
[3] 保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
※PCB廃棄物については、特別管理産業廃棄物であることが明確にわかるよう廃棄物又は保管容器等に直接ラベル等を張るなど工夫し、誤廃棄を防ぐ対策をお願いします。
3. 飛散、流出、地下浸透、悪臭が発散しないよう必要な措置を講ずること。
4. ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
5. 他の物が混入するおそれのないよう仕切りを設けること等の必要な措置を講ずること。
6. PCB廃棄物については、容器に入れ密封すること等揮発の防止のために必要な措置及び高温にさらされないために必要な措置を講ずること。
7. PCB汚染物又はPCB処理物については、腐食防止のために必要な措置を講ずること。

(3から7に関して)

ドラム缶などの密閉容器で保管すること、また漏れが心配される場合は容器を二重化することが望ましい。

なお、ボイラー室など高温にさらされる場所は、避けるようにする。

【2】PCB廃棄物の点検と早期処分について

1. 保管状況が適切な状態に保たれているか、定期的に点検すること。
2. 保管場所が屋外か地下地下等の場合は、雨等に対して必要な対策を講じ、早期に処分することが望ましい。

(PCB廃棄物処理施設に関する情報)

・環境省ホームページ <http://pcb-soukishori.env.go.jp/facility/>